

千葉市美術品収集等庁内検討会設置要綱

(設置)

第1条 本市の美術館に収蔵する美術品等の収集（購入及び制作委託をいう。）及び美術館の運営に関し必要な事項を検討するため、千葉市美術品収集等庁内検討会（以下「検討会」という。）を置く。

(検討事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 美術品等の収集計画及び収集方法に関すること。
- (2) 美術品等（1件当りの予定金額が1千万円以上のものに限る。）の選定に関すること。
- (3) 美術館運営のうち特に重要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 検討会に会長及び副会長を置く。
- 3 会長は副市長を、副会長は市民局長をもって充てる。
- 4 会長は会務を総括する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、必要と認めるときに検討会を招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を徴することができる。

(庶務)

第5条 検討会の庶務は、市民局生活文化スポーツ部文化振興課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年11月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年11月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

別表

副市長（所管副市長）	市民自治推進部長
市民局長	生活文化スポーツ部長
総務局長	総合政策局長
財政局	教育次長